

## 県立高等学校学力検査等における配慮について

### 11 障害等のある生徒の入学者選抜に係る取扱い

- (1) 障害等のある生徒の県立高等学校受検の配慮については、「障害のある生徒の学力検査等に際しての配慮願い書」(参考様式1)に必要事項を記入し、障害・疾病等にかかる診断書もしくは、身体障害者手帳等の写しを中学校等の校長を経て志願先高等学校長に提出することができる。手続の詳細については、別に定める。
- (2) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類を基に審査の上、配慮することができる。

沖縄県教育委員会：令和8年度沖縄県立学校入学者選抜要項

受検等の対応については、提出された『配慮願い書』を基に大学共通テストの配慮等を参考に行われます。ただし、これらの配慮は中学校において日頃から支援や配慮が行われている場合(1年以上継続的に)に限ります。

#### 【 配慮の具体例(種類) 】

- ・座席の配置(前方・出入り口近く・スピーカーが聞き取り易い座席・別室など)
- ・問題用紙の配慮(ルビ振り・拡大・点字など)
- ・面接時の配慮(筆談など)
- ・試験時間の延長(最大1.5倍 ※障害等が極めて重い場合)
- ・薬の持参・服用・インスリンの投与  
など・・・

#### ◆配慮願いに必要な書類◆

- ① 参考様式1 障害のある生徒の学力検査等に際しての配慮願い書  
(沖縄県教育委員会HPからダウンロード)
- ② 障害・疾病等にかかる診断書もしくは身体障害者手帳等の写し

校内申込締切：10月7日(火)

#### ◆配慮に関する手続きの流れ◆

県教育委員会に提出した『配慮願い書』を基に大学共通テストの配慮等を参考に審査が行われ、配慮の可否は12月下旬ごろに中学校に通知されます。

#### ◆その他

- ・特に申請しなくても認められる配慮・・・無地のタオルの持ち込み  
面接の個別対応(一般選抜の面接は一人ずつ行う方式)など
- ・学力検査場で、急に具合が悪くなった場合、高等学校長の判断で別室受検も可
- ・別室受検は、個室ではなく、少人数の受検になります。